

西部浄化センター  
下水汚泥固形燃料化事業

落札者決定基準

令和3年 8月

松山市公営企業局

<目次>

第1	落札者決定基準の位置付け .....	1
第2	事業者選定の概要 .....	1
1.	事業者選定の方法.....	1
2.	審査の進め方.....	1
3.	審査体制.....	1
第3	資格審査.....	3
第4	官民対話.....	3
第5	提案審査.....	3
1.	基礎審査.....	3
2.	総合審査.....	4
3.	落札者の決定 .....	5

(添付資料)

別紙1 内容評価点の評価項目及び配点

別紙2 定量評価の評価方法

## 第1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準（以下「本基準」という）は、松山市公営企業局（以下「公営企業局」という）が、西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業（以下「本事業」という）を実施する事業者の選定を行うに当たり、総合評価委員会において、最も優れた応募者を選定するための方法や評価項目等を定めるものであり、本基準は本事業及び本件入札に係る条件等を提示する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、本基準で特段の定めがある場合を除き、入札説明書等において使用される用語の定義と同じものとする。

## 第2 事業者選定の概要

### 1. 事業者選定の方法

事業者の選定方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、一般競争入札（総合評価落札方式）を採用することとする。

### 2. 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、次に、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

「提案審査」は、入札説明書及び要求水準書等に示す内容を満足しているか否か等を確認する「基礎審査」と、提案内容と入札価格を様々な視点から総合的に評価する「総合審査」とに分けて行う（次頁、**図1 落札者決定フロー**参照）。

### 3. 審査体制

総合評価委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。また、公営企業局は、総合評価委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。なお、公営企業局又は総合評価委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリング等を行うことがある。

公営企業局が設置した総合評価委員会は、以下5名の委員及び審査員により構成される。

表1 総合評価委員会の構成

委員兼審査員	妹尾 克敏	松山大学 法学部教授
委員兼審査員	治多 伸介	愛媛大学大学院 農学研究科教授
委員兼審査員	溝上 達也	松山短期大学学長
委員	宇野 一生	松山市公営企業局 管理部 部長
委員	三谷 隆信	松山市公営企業局 管理部 副部長
審査員	—	地方共同法人 日本下水道事業団

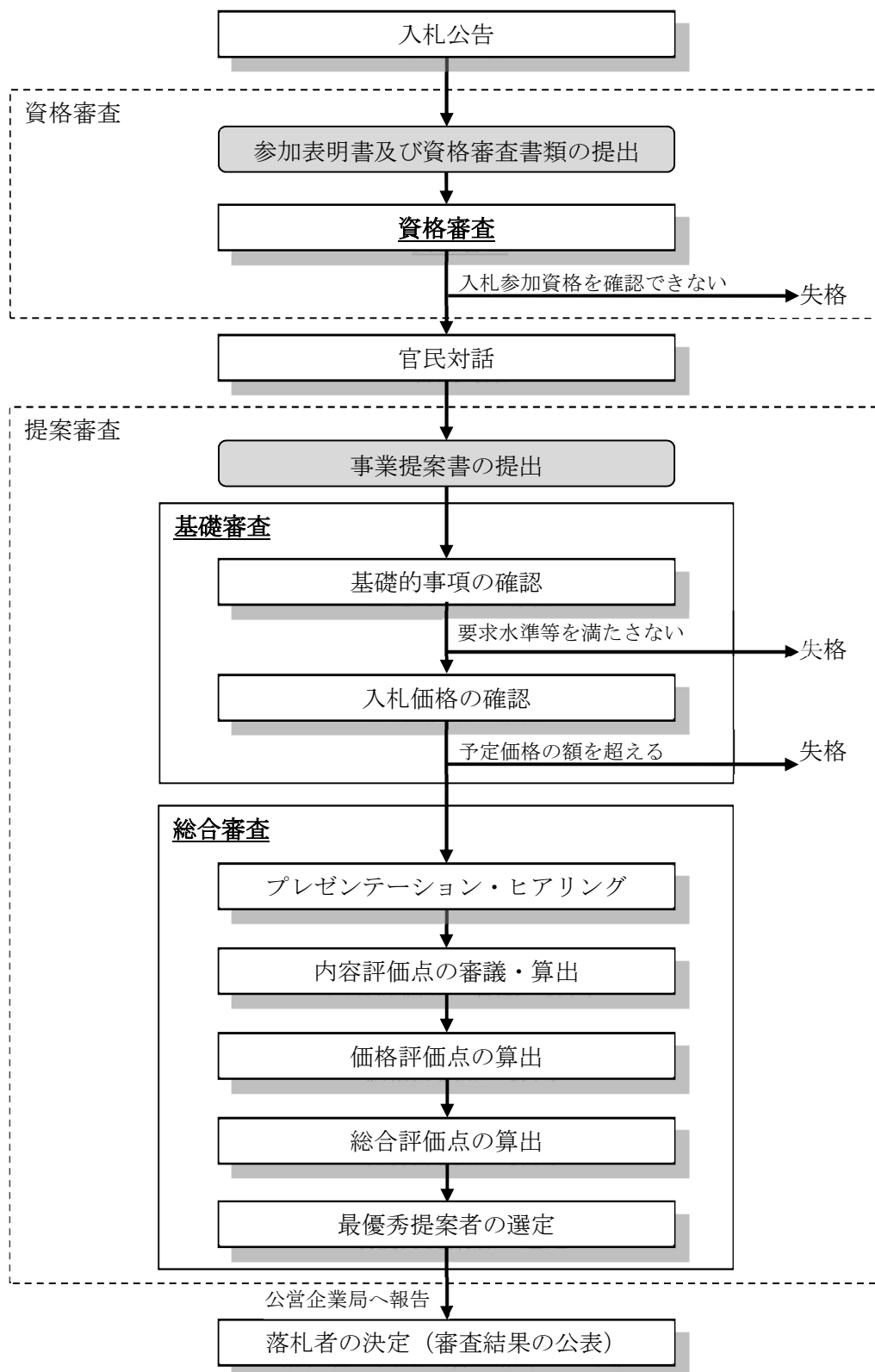


図 1 落札者決定フロー

### 第3 資格審査

応募者からの参加表明書及び資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等要件の具備を公営企業局において確認する。入札説明書の「第3 4 入札参加者の参加資格要件」に示す参加要件等を満たしていない応募者は、失格とする。

資格審査の結果は、公営企業局より書面にて応募者に通知する。

### 第4 官民対話

資格審査通過者を対象に、公営企業局は、対話を実施する。

この目的は、①資格審査通過者に対し、公営企業局の意向（本事業の特性・コンセプト等）の理解を促進するため、②リスク分担等を中心に相互の役割分担について齟齬を生じさせないため、③事業提案書の要求水準未達を防止するため、④それらをもって創意工夫の発揮により優れた提案を求めるためである。

### 第5 提案審査

#### 1. 基礎審査

基礎審査は、事業提案書について入札価格が予定価格以下であるか否か、また、入札参加者からの提案内容が要求水準書に示す条件を満たしているか否かを確認する。

#### (1) 基礎的事項の確認

公営企業局は、事業提案書に記載された内容が、表2に示す「基礎的事項」の内容を満たしていることを確認する。基礎的事項について全てが適格と確認され、かつ(2)の入札価格の確認基準を満たした入札参加者は、総合審査の対象とする。基礎的事項を1項目でも満たさないことが確認された応募者は失格とする。

ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、提案内容及び入札価格に大きな影響を及ぼすものでない場合、かつ、当該内容のみにより失格とすることが却って公平性を欠くと公営企業局が判断する場合は、当該提案を行った入札参加者にその意思を確認した上で、当該入札参加者を失格にしないことがある。その際、入札価格の変更は行わないこと、また、当該箇所について要求水準を満たすことを条件とする。

表2 基礎的事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業提案書全体について、齟齬や矛盾等がないこと。</li><li>② 事業提案書全体について、様式に従った内容となっており、様式の抜けがないこと。</li><li>③ 事業提案書が要求水準を満たしていること（様式集「様式5-2 要求水準書チェックリスト」の項目を全て満たしていること）。</li></ul> |
|---|

## (2) 入札価格の確認

公営企業局は、入札書に記載された入札価格（事業期間中の公営企業局の支払合計額から固形燃料化合物売買金額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認する。予定価格を超えていた入札参加者は失格とする。

## 2. 総合審査

総合審査は、提案内容と価格を総合的に審査する総合評価方式により行う。

### (1) プレゼンテーション・ヒアリング

基礎審査を通過した入札参加者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。このプレゼンテーションを受けて、総合評価委員会は、専門的見地から評価を行う。

なお、プレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものであり、追加の提案等を認めるものではない。

プレゼンテーションは令和4年2月上旬に予定しているが、具体的な日時、場所等の詳細については、入札参加者の代表企業に通知する。

### (2) 内容評価点

本評価では、総合評価委員会において、各提案内容を別紙1に示す各評価項目により評価、採点する。なお、内容評価点の合計点は60点とする。

また、事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のため、基礎審査を通過した入札参加者に対し、プレゼンテーション前にヒアリング等を実施する場合がある。

#### ① 内容評価点の採点基準

各評価項目の内容に応じ、以下に示す評価方法によって、内容評価点を付与する。

#### ア 定性評価

表3に示す段階評価で内容評価点を付与する。

表3 定性評価の評価段階

評価	評価内容	採点基準*
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている（AとCの中間程度）	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通（CとEの中間程度）	配点×0.25
E	有効提案なし（要求水準規定程度）	配点×0.00

※別紙1の提案内容の項目毎に評価を行う。

## イ 定量評価

各入札参加者の提案数値をもとに、別紙1 評価項目の「定量」について、別紙2 の評価方法によって、内容評価点を付与する。

### (3) 価格評価点

入札価格を用い、下式により得た数値を価格評価点として付与する。なお、価格評価点の満点は40点とする。

$$\text{価格評価点} = 40 \times \text{最も低い入札価格} / \text{当該入札参加者の入札価格}$$

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする

### (4) 総合評価点

総合評価は、下式で得る総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価点 (100点満点)} = \text{内容評価点 (60点満点)} + \text{価格評価点 (40点満点)}$$

## 3. 落札者の決定

総合評価委員会は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、同点の者の中から入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

公営企業局は、総合評価委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

別紙 1 内容評価点の評価項目及び配点

分類	評価項目	評価の視点	配点	評価	様式	
① 基本計画に関する事項	1. 実施方針・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の事業方針を踏まえた実施方針となっているか</li> <li>・事業の期間にわたって、本施設の機能を全うできる配慮があるか</li> <li>・設計建設と維持管理・運営を一貫して責任や判断ができる体制となっているか</li> </ul>	3	25	定性	6-2-1
	2. 財務安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPCの資本構成は財務の観点より安定性が確保されているか</li> <li>・長期収支計画について、不測の事態に備えた配慮がされているか</li> </ul>	3		定性	6-2-2
	3. 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入する炭化又は乾燥施設は十分な稼働実績があるか</li> </ul>	4		定量 ①	6-2-3
	4. 悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運転時、起動時、停止時、固形燃料及び脱水汚泥の搬出・運搬時、修繕時にわたり、本施設から発生する臭気の漏洩を防止する施設となっているか</li> </ul>	4		定性	6-2-4
	5. 温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固形燃料化物の製造に係わる温室効果ガス排出量</li> </ul>	3		定量 ②	6-2-5
	6. 温室効果ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固形燃料化物の使用に伴う温室効果ガス削減量</li> </ul>	3		定量 ③	6-2-6
	7. 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市内に本店を有する業者で具体的に本事業に参加予定者の発注額（設計・建設費）の割合を評価する</li> </ul>	3		定量 ④	6-2-7
<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営に係る地元雇用創出について、定量的な提案を評価する</li> </ul>		2	定量 ⑤	6-2-8		
② 設計・建設に関する事項	1. 設計・建設実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績ある管理技術者の配置など本事業に適した設計体制となっているか</li> <li>・要求水準や事業提案を確実に実施できる建設施工体制となっているか</li> <li>・建設期間における安全対策及び環境対策が適切に計画されているか</li> </ul>	3	19	定性	6-3-1
	2. 汚泥有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて計画処理量の脱水汚泥を全量受入れ、受入れた脱水汚泥量の90%以上を有効利用できる能力となっているか</li> <li>・固形燃料化施設停止期間中の脱水汚泥処分量を極力抑制する施設となっているか</li> </ul>	5		定量 ⑥	6-3-2
	3. 受入設備・貯留設備能力	1)年間を通じて計画処理量の脱水汚泥を全量受入れ処理し、固形燃料化物・副生成物・未処理脱水汚泥の全量を適正に処理する能力となっているか	2		定量 ⑦	6-3-3
		2)受入設備・貯留設備の能力は、受入車両や受入時間に関する条件や変動を考慮した能力となっているか	2		定量 ⑧	6-3-4
	4. 排水負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固形燃料化に伴う再生水使用量や水処理施設への返流水量を極力抑制する施設となっているか。</li> </ul>	3		定量 ⑨	6-3-5
5. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固形燃料化物の発熱・発酵特性を十分把握した上で、適正な安全対策が計画されているか</li> <li>・固形燃料化物の貯留時における粉塵による事故等を防止するための対策が適切か</li> <li>・災害等の緊急時においては、固形燃料化施設を安全に停止できるシステムを構築されているか</li> <li>・緊急停止後の固形燃料化物の発火等の対策のために必要な設備を設置する等の安全維持システムが構築されているか</li> </ul>	4	定性	6-3-6		



分類	評価項目	評価の視点	配点	評価	様式	
③ 維持管理・運営に関する事項	1. 維持管理・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案するシステムを良好に維持管理・運営できる体制を確保され、必要な有資格者が配置される計画となっているか</li> <li>・事故及び故障が発生しないよう保全管理体制を確立されているか</li> <li>・事故及び故障が発生した場合に、必要な技術者の参集、部品の調達、その他復旧に必要な措置ができる緊急時管理体制が確立されているか</li> <li>・緊急異常時に対応できるよう応急措置等の訓練を実施する計画となっているか</li> </ul>	4	16	定性	6-4-1
	2. 維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能劣化の抑制に配慮した材料・機器の選定及び適切な維持管理において、本施設の良い運転等を確保できる具体的な提案がなされているか</li> </ul>	4		定性	6-4-2
	3. 固形燃料化物有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営期間を通じて買い取った固形燃料化物の有効利用先を確保し、確実に全量販売・運搬する計画となっているか</li> <li>・固形燃料化物有効利用先が利用できなくなった場合等におけるバックアップ体制など、その対応策に関する具体的な提案がなされているか</li> </ul>	5		定性	6-4-3
	4. セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフモニタリングの内容が設計・建設及び維持管理・運営の各業務の要求水準書及び事業提案書に適合し、有効かつ具体的な提案となっているか</li> </ul>	3		定性	6-4-4
			合計	60		

※ 評価欄 「定性」は、 2. (2) ① ア に示す定性評価による

## 別紙 2 定量評価の評価方法

### 定量評価 ①

分類・評価項目	①基本計画に関する事項 3. 事業実績
評価の視点	・導入する炭化又は乾燥施設の稼働実績を評価する
計算方法	日本国内における脱水汚泥を炭化又は乾燥させる施設において、処理汚泥量20t-WET/日以上 の施設規模の導入稼働実績に関して。 (評価点) ・累計で20年以上ある : 4点 ・累計で5年以上～20年未満ある : 2点 ・累計で5年未満 : 0点

### 定量評価 ②

分類・評価項目	①基本計画に関する事項 5. 温室効果ガス排出量
評価の視点	・固形燃料化物の製造に係る温室効果ガス排出量
計算方法	年間最大処理量69.2twet/日×365日として固形燃料化物の製造に係る温室効果ガス排出量に 関して (評価点) ・入札参加者のうち最も低いCO2排出量/当該入札参加者のCO2排出量×3点

### 定量評価 ③

分類・評価項目	①基本計画に関する事項 6. 温室効果ガス削減量
評価の視点	・固形燃料化物の使用に伴う温室効果ガス削減量
計算方法	年間最大処理量69.2twet/日×365日として固形燃料化物の使用に伴う温室効果ガス削減量に 関して (評価点) ・当該入札参加者のCO2削減量/入札参加者のうち最も高いCO2削減量×3点

### 定量評価 ④

分類・評価項目	①基本計画に関する事項 7. 地域貢献
評価の視点	・松山市内に本店を有する業者で具体的に本事業に参加予定者の発注額（設計・建設費）の割合を評価する。
計算方法	松山市内に本店を有する業者への設計及び建設工事の入札価格（設計・建設費）に対する発注金額の比率（％）について (評価点) ・当該入札参加者の比率/入札参加者のうち最も高い比率×3点

### 定量評価 ⑤

分類・評価項目	①基本計画に関する事項 7. 地域貢献
評価の視点	・維持管理・運営に係る地元雇用創出について、定量的な提案を評価する。
計算方法	松山市内居住者の継続雇用について、19.5年間の年平均費用に関して (評価点) ・当該入札参加者の年平均費用/入札参加者のうち最も高い費用×2点

定量評価 ⑥

分類・評価項目	②設計・建設に関する事項 2. 汚泥有効利用
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて計画処理量の脱水汚泥を全量受入れ、受入れた脱水汚泥量の90%以上を固形燃料化処理できる能力となっているか</li> <li>・固形燃料化施設停止期間中の脱水汚泥処分量を極力抑制する施設となっているか</li> </ul>
計算方法	固形燃料化施設停止期間中の脱水汚泥処分量に関して (評価点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (汚泥有効利用率-90) / 10 × 5 点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【A】年間最大処理量 = 69.2t-wet/日 × 365 日</li> <li>・ 【B】場外処分量 (埋立処分量) (事業者において脱水汚泥の有効利用を行う場合は、場外処分量に含めない)</li> </ul> </li> <li>・ (A - B) / A × 100 = 汚泥有効利用率</li> </ul> ※副生成物は考慮しない。

定量評価 ⑦

分類・評価項目	②設計・建設に関する事項 3. 受入設備・貯留設備能力 1)
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて計画処理量の脱水汚泥を全量受入れ処理し、固形燃料化物・副生成物・未処理脱水汚泥の全量を適正に処理する能力となっているか</li> </ul>
計算方法	受入れ処理する脱水汚泥量の処理能力に関して (評価点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該入札参加者の施設余裕率 / 入札参加者のうち最も高い施設余裕率 × 2 点</li> </ul>

定量評価 ⑧

分類・評価項目	②設計・建設に関する事項 3. 受入設備・貯留設備能力 2)
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入設備・貯留設備の能力は、受入車両や受入時間に関する条件や変動を考慮した能力となっているか</li> </ul>
計算方法	受入れる脱水汚泥量の貯留容量に関して (評価点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該入札参加者の貯留可能日数 / 入札参加者のうち最も高い貯留可能日数 × 2 点</li> </ul>

定量評価 ⑨

分類・評価項目	②設計・建設に関する事項 4. 排水負荷
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固形燃料化に伴う再生水使用量や水処理施設への返流水量を極力抑制する施設となっているか。</li> </ul>
計算方法	固形燃料化に伴う再生水使用量や水処理施設への返流水量の抑制に関して (評価点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者のうち最も低い計画排水量 / 当該入札参加者の計画排水量 × 3 点</li> </ul>